

## 掛川市上下水道事業管理規程第3号

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程をここに制定する。

令和2年4月1日

掛川市長 松井三郎

### 掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者の申告)

第2条 条例第7条第1項の規定により告示された賦課対象区域内の土地に係る所有者は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める日までに下水道事業受益者申告書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、その所有する土地に条例第2条第1項ただし書に規定する受益者（以下この項において「権利者」という。）があるときは、当該権利者の記名押印を受けて提出しなければならない。

2 同一の土地について2人以上の受益者がある場合は、当該受益者のうちから代表者を定め、当該代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

3 前項の規定は、第11条の規定による受益者の変更の届出について準用する。

(不申告等の取扱い)

第3条 管理者は、前条第1項の規定による申告若しくは第11条の規定による届出のない場合又は申告若しくは届出の内容が事実と異なると認める場合は、申告又は届出によらないで受益者を認定することができる。

(負担金の額等の通知)

第4条 条例第8条第3項の規定による通知は、下水道事業負担金決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第11条本文の規定による承継があった場合における承継後の負担金の額、納期限その他必要な事項は、前項の規定の例により通知するものとする。

(負担金の納付)

第5条 条例第8条第4項の規定により分割して徴収する負担金の納期限は、次に掲げる納期の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 第1期 6月15日から6月末日まで

(2) 第2期 9月15日から9月末日まで

(3) 第3期 12月15日から12月末日まで

(4) 第4期 2月15日から2月末日まで

2 負担金は、管理者が別に定める納入通知書又は口座振替の方法により納付しなければならない。

(一括納付報奨金)

第6条 管理者は、受益者が年度の第1期に当該年度以降の納期に係る負担金を一括納付し、又は条例第8条第3項の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に入納付の申出をしたときは、別表第1に掲げる報奨割合を乗じて得た金額を報奨金として交付する。ただし、当該受益者に未納に係る負担金がある場合又は大東浄化センター若しくは大須賀浄化センターの処理区域内に所有する土地につき負担金の減免を受けた場合は、これを交付しない。

2 前項に規定する報奨金の額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(負担金の減免)

第7条 条例第9条第1項の国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で規程で定めるものは、河川、水路、道路、公園、広場等公衆の自由使用に供されているもので国有財産法（昭和23年法律第73号）第3条第2項第2号の公共用財産に準ずるものとする。

2 条例第9条第2項の規定により負担金を減免する場合の減免率は、別表第2の左欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免率とする。

3 負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業負担金減免（徴収猶予）申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

4 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、第2項の規定により審査し、その結果について、下水道事業負担金減免（徴収猶予）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする

5 負担金の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、下水道事業負担金減免（徴収猶予）

理由消滅届出書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

（負担金の減免の取消し）

第8条 管理者は、減免を決定した後において、前条第5項の規定による届出があった場合又は当該減免に係る受益者が条例第9条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認められる場合は、当該減免の理由が消滅した日後の納期に係る負担金について減免を取り消し、その旨を下水道事業負担金減免（徴収猶予）取消決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（負担金の徴収猶予）

第9条 条例第10条の規定により負担金の徴収を猶予する場合における猶予期間は、別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

2 第7条第3項から第5項までの規定は、負担金の徴収を猶予する場合について準用する。この場合において、同条第3項及び第5項中「減免」とあるのは「徴収猶予」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとする。

（負担金の徴収猶予の取消し）

第10条 管理者は、受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条の規定による徴収猶予を取り消し、当該徴収猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた受益者の財産の状況その他の事情の変化により、徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

(2) 徴収を猶予した期間の満了後に徴収猶予に係る負担金の全額を徴収することができないと認められるとき。

2 第8条の規定は、前項の規定により負担金の徴収猶予を取り消す場合について準用する。この場合において、同条中「減免」とあるのは「徴収猶予」と、「当該減免」とあるのは「当該徴収猶予」と、「条例第9条第2項各号」とあるのは「条例第10条各号」と読み替えるものとする。

（受益者の変更）

第11条 条例第11条に規定する受益者の変更があったときは、速やかに下水道事業受益者変更届出書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

（繰上徴収）

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付の義務の確定した負担金のうち、納期限において全額を徴収することができないと認められるものに限り、当該納期限前においても繰上徴収をすることができる。

(1) 受益者の財産につき国税滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行と

しての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続が開始されたとき。

(2) 受益者の死亡により相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(3) 受益者である法人が解散したとき。

2 管理者は、前項の規定により負担金の繰上徴収をしようとするときは、下水道事業負担金繰上徴収決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（納付代理人の届出）

第13条 条例第12条の規定により納付代理人を定めた場合（納付代理人を変更し、又は廃止した場合を含む。）は、下水道事業負担金納付代理人決定（変更・廃止）届出書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

（負担金の督促）

第14条 管理者は、受益者が納期限までに負担金を完納しないときは、納期限後（条例第10条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予の期限後）20日以内に督促状を発するものとする。ただし、第12条第1項の規定により繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

（過誤納金の還付及び充当）

第15条 管理者は、過誤納に係る負担金、延滞金及び督促手数料（以下「過誤納金」という。）があるときは、遅滞なく還付するものとする。

2 管理者は、前項の規定により還付すべき場合において、当該還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった負担金又は延滞金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金を当該負担金又は延滞金に充当するものとする。

3 管理者は、前2項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、下水道事業負担金過誤納金還付（充当）決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（還付又は充当加算金）

第16条 前条の規定により、過誤納金を還付し、又は充当する場合には、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4の規定の例により、当該過誤納金の額に還付加算金又は充当加算金を加算するものとする。

2 前項の還付加算金又は充当加算金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（住所変更の届出）

第17条 受益者及び納付代理人は、住所又は所在地を変更したときは、直ちに下水道事業受益者等住所変更届出書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、負担金の賦課及び徴収に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに、掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則（平成17年掛川市規則第64号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に掛川市公共下水道事業負担金条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第1（第6条関係）

区 分	報奨割合	掛川浄化センターの処理区域	大東浄化センター及び大須賀 浄化センターの処理区域
全額一括納付		20%	20%
残り4年分一括納付		16%	16%
残り3年分一括納付		12%	12%
残り2年分一括納付		8%	8%
残り1年分一括納付		4%	4%

別表第2（第7条関係）

免除又は減額の対象となる土地		減免率
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	国公立学校用地	75%
	一般庁舎用地	50%
	国公立社会福祉施設用地	75%
	国公立病院用地	25%
	有料の公務員宿舎用地	25%
	国公立の社会教育施設用地及び体育施設用地	50%
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	上水道事業等の用に供している土地	25%
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地		100%
生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者に係る土地		100%
管理者が特に負担金を減免する必要があると認める土地	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第82条の2に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する私立学校に係る土地（本来の目的に使用しない土地を除く。）	75%
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の児童厚生施設に係る土地	100%
	社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で同法第22条の社会福祉法人が経営する社会福祉施設に係る土地（本来の目的に使用しない土地を除く。）	75%
	宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の宗教団体が所有又は使用する境内地（同法第3条に規定するものに限る。）（大東浄化センター及び大須賀浄化センターの処理区域を除く。）	75%
	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項の墓地（大東浄化センター及び大須賀浄化センターの処理区域を除く。）	100%
	公道に準ずる私道及び水路	100%
	消防施設敷地	100%
	文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により指定された文化財及び指定文化財保存のための施設の用に供している土地	100%
	自治会等施設敷地	75%

鉄道用地	軌道敷地	100%
	踏切敷地	100%
	駅前広場	100%
	駅舎及びプラットホーム	25%
著しい低地、崖地等で、公共下水道施設によって下水を排除することが困難な土地		100%
その他管理者が特に減免する必要があると認める土地		その状況に応じて管理者が定める率



別表第3（第9条関係）

区	分	猶 予 期 間
条例第10条第1号の規定に該当するとき（大東浄化センター及び大須賀浄化センターの処理区域を除く。）。	農地、山林等	耕作又は管理している限り5年間。ただし、5年ごとに（土地区画整理地内にあつては、5年以内の期間に限り）更新することができる。
条例第10条第2号の規定に該当するとき。	災害、盗難その他の事故にあつたとき。	1年以内
	受益者又は受益者と生計を同一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	1年以内
条例第10条第3号の規定に該当するとき。	係争中の土地	受益者の決定の日まで
	その他管理者が特に徴収猶予をする必要があると認めるとき。	管理者が認定する期間

様式第1号（第2条関係）

下水道事業受益者申告書

様

（あて先）掛川市長  
 掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第2条第1項の規定により受益者として、次のとおり申告します。

年 月 日

住所（所在地）

申告者

（土地所有者名）

ふりがな

氏名（法人名・代表者）㊟

電話（ ）

賦課年度	通知書番号

受益者コード	ページ	処理区
	/	

この申告書は、 までに下水整備担当課へ提出してください。

もし、期限までに提出がない場合は、規程に基づき管理者が公簿により認定して、負担金を納めていただくこととなります。



受 益 を 受 け る 土 地 受 益 を 受 け る 土 地 又 は 建 物							（※賃借地等で申告者に代わって負担金を納めていただく方） 申 告 者 以 外 の 受 益 者 （ 権 利 者 ）							
番 号	土 地 の 所 在			台帳地目	申請地積 (㎡)	公共ます 個 数 (個)	減 免 (%)	備 考	該当 番号	権利の 種 別	権利地積 (㎡)	ふりがな 権利者の住所・氏名	同意印	電 話
	大 字	地 番	特 番	現況地目							公共ます 個数(個)			
												住所		
												氏名		
												住所		
												氏名		
												住所		
												氏名		
												住所		
												氏名		

（注） ・アパート、貸家等の住居者は、受益者になりません。  
 ・申告書の宛名については、常用漢字を使用しております。

※申告書の提出方法

- ・記載内容に変更がない場合は、土地の地積（土地又は建物の情報）を確認してから、住所・氏名を記入押印して提出してください。
- ・記載してある土地を他人に賃貸しているなどの場合は、別紙の記載例を参照して「申告者以外の受益者」欄の該当土地に住所・氏名を記入押印して提出してください。

様式第2号（第4条関係）

下水道事業負担金決定通知書

様
---

掛川市公共下水道事業負担金条例第8条第1項の規定により負担金の額を決定したので、同施行規程第4条第1項の規定により通知します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

賦課年度	通知書番号

受益者コード	ページ	処理区
	/	

賦課された土地又は建物												
番号	大字	地番	特番	地目		賦課地積 (㎡)	公共ます す個数 (個)	負担金決定額 (円)	減免率 (%)	猶予有無	減免・猶予事由	負担金納付額 (円)
				台帳	現況							
受益地積、公共ます及び負担金決定額の合計						㎡	個	円	負担金納付額合計			円

◎全額一括納付の負担金額

円	-	円	=	円
(負担金納付額合計)		(報奨金)		(納付額)

※20回で分割して納付する場合の納期と負担金額

納期限	第1期分		第2期分		第3期分		第4期分	
	6月末日		9月末日		12月末日		2月末日	
年度負担金	円	(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)
年度負担金	円	(5)	円	(6)	円	(7)	円	(8)
年度負担金	円	(9)	円	(10)	円	(11)	円	(12)
年度負担金	円	(13)	円	(14)	円	(15)	円	(16)
年度負担金	円	(17)	円	(18)	円	(19)	円	(20)

※この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

様式第 3 号（第 7 条、第 9 条関係）

賦課年度	申請書番号
受益者コード	処理区

下水道事業負担金減免（徴収猶予）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）<sup>④</sup>  
 電話番号

次のとおり負担金の減免（徴収猶予）を受けたいので、掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第 7 条第 3 項（第 9 条第 2 項）の規定により申請します。

土地の所在	地積（㎡） 公共ます 個数（個）	減免（徴収猶予） 対象面積（㎡） 公共ます個数（個）	施設の名称等	理由

賦課年度	申請書番号
受益者コード	処理区

下水道事業負担金減免（徴収猶予）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請があった負担金の減免（徴収猶予）について、次のとおり決定したので、掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第7条第4項（第9条第2項）の規定により通知します。

土地の所在	地積 (㎡) 公共ます 個数 (個)	負担金額 (円)	減免率 (%) (徴収猶予期間)	減 免 (徴収猶予) 金 額 (円)	理 由

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、掛川市長に対して審査請求をすることができます。

下水道事業負担金減免（徴収猶予）理由消滅届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ④  
電話番号

年 月 日付け 第 号により決定があった負担金の減免（徴収猶予）について  
次のとおりその理由が消滅したので、掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第7条第5項  
（第9条第2項）の規定により届け出ます。

土地の所在	減免対象面積(m <sup>2</sup> ) 徴収猶予	施設の名称等	理由

下水道事業負担金減免（徴収猶予）取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり負担金の減免（徴収猶予）の取消しを決定したので、掛川市公共下水道事業負担金  
条例施行規程第8条（第10条第2項）の規定により通知します。

土地の所在	地積(m <sup>2</sup> )	施設の名称等	減 免 金額(円) 徴収猶予	取消後負担金額(円)	摘 要

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以  
内に掛川市長に対して審査請求をすることができます。

下水道事業受益者変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

旧受益者 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ㊟  
電話番号

新受益者 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ㊟  
電話番号

次のとおり受益者に変更があったので、掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第11条の規定により届け出ます。

土地の所在	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	施設の名称等	異動原因	異動年月日

（注）地積の欄について、分筆、合筆等による異動があった場合は、変更前の地積を上段に括弧書きし、変更後の地積を下段に記入してください。



下水道事業負担金繰上徴収決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第12条第1項の規定により、 年 月 日 付け  
第 号で通知した負担金の納期限を次のとおり繰り上げますので、同条第2項の規定により通知  
します。

新たな納期限	年 月 日	繰上徴収額	円
--------	-------	-------	---

負担金額 A	納入済額 B	繰上徴収額 (A - B)
円	円	円

土地の所在	現況地目	地積
合	計	

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月  
以内に掛川市長に対して審査請求をすることができます。

下水道事業負担金納付代理人決定（変更・廃止）届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ⑩  
電話番号

次のとおり納付代理人を決定（変更・廃止）したので、掛川市公共下水道事業負担金条例施行  
規程第13条の規定により届け出ます。

新納付代理人	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	
旧納付代理人	住 所	
	氏 名	⑩
	電話番号	
決定（変更、廃止）の理由		

下水道事業負担金過誤納金還付（充当）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

次のとおり過誤納金を還付（充当）することに決定したので、掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第15条第3項の規定により通知します。

1 過誤納金

納 期	年度第 期分	納付年月日	年 月 日
-----	--------	-------	-------

2 還付する額

区 分	納付総額 A	更 正 額 B	差引過納額 C (A - B)	加 算 金 D	還 付 額 C + D
負担金	円	円	円	円	円
延滞金					
合 計					

3 充当する額

未 納 の 金 額			充 当 額	差引未納(還付)額
負 担 金	延 滞 金	合 計		
円	円	円	円	円

(注) この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に掛川市長に対して審査請求をすることができます。

下水道事業受益者等住所変更届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

届出者 住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }  
氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ④  
電話番号

次のとおり受益者（納付代理人）の住所を変更したので、掛川市公共下水道事業負担金条例施行規程第17条の規定により届け出ます。

新住所	
旧住所	
変更年月日	年 月 日
変更理由	